

新潟市ペットボトル及び電池拠点設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペットボトル及び電池の拠点回収を実施するにあたり、必要な事項を定めることにより、ごみの減量化、資源化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペットボトル拠点 市長が設置したペットボトルの回収箱をいう。
- (2) 電池拠点 市長が設置した電池の回収箱をいう。
- (3) 拠点 ペットボトル拠点及び電池拠点をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者をいう。
- (5) 設置店舗 拠点を設置した市内の小売店等の民間施設をいう。

(拠点で回収するもの)

第3条 拠点で回収するものは市民が排出する、次の各号のものとする。ただし事業活動に伴い排出するものは除くものとする。

- (1) ペットボトル拠点 キャップとラベルを剥がし、洗浄したペットボトル
- (2) 電池拠点 乾電池、ボタン電池、充電式電池（車、バイク、農機具等のバッテリーを除く）

(ペットボトル拠点の設置)

第4条 ペットボトル拠点は、市長が環境に配慮し、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組むとともに、次の各号の条件を満たすと認める小売店等の民間施設（以下「申請者」という。）に設置するものとする。

- (1) 申請者が使用権限を有する場所であること。
- (2) 市民が広く利用することができる場所であること。
- (3) 回収業者が安全に作業を行える場所であること。
- (4) 申請者の半径 100 メートル以内に他のペットボトル拠点が存在しないこと。
- (5) ペットボトルの回収量が年間 1,000kg 程度以上見込めること。

(ペットボトル拠点の設置申請)

第5条 申請者は、新潟市ペットボトル拠点設置申請書（別記様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合、第4条に規定する設置基準を勘案し、設置の可否を判断し、新潟市ペットボトル拠点設置承認（却下）通知書（別記様式第2号）にて、申請者に通知するものとする。

(拠点の廃止)

第6条 拠点は次の各号に規定する事由が生じた場合、廃止するものとする。

- (1) 設置店舗から新潟市拠点廃止申請書（別記様式第3号）が提出された。
- (2) 拠点設置場所が設置店舗の使用権限を有する土地ではなくなった。
- (3) 拠点設置場所が特定の者しか出入りできない場所となった。
- (4) 拠点設置場所が回収業者の回収作業に支障をきたす場所となった。
- (5) 回収量が年間 1,000kg 程度以下となった。

(6) その他市長が廃止することが必要と認める事由が生じた。

2 市長は、前項に規定する事由があった場合、新潟市拠点廃止通知書（別記様式第4号）にて、設置店舗に拠点の廃止を通知するものとする。

（設置店舗の義務）

第7条 設置店舗は、次の各号に規定する義務を負うものとする。

(1) 設置店舗は、ごみ減量化・資源化の普及・啓発を積極的に行い、リサイクルの推進を図らなければならない。

(2) 設置店舗は、善良な管理者の注意をもって拠点の維持管理に努めなければならない。

(3) 設置店舗は、市長が拠点に排出された物品の回収を実施する際、回収作業に協力しなければならない。

(4) 設置店舗は、拠点に起因する紛争が発生した場合、市長と協力し、これを解決しなければならない。

（拠点の維持管理）

第8条 店舗は、拠点に次の各号に規定する破損が発生した場合、新潟市拠点破損報告書（別記様式第5号）を市長へ提出するものとする。

(1) 開口部の蓋に破損等が発生し、回収箱を開閉することができない場合。

(2) 回収箱の躯体に破損又は傾き等が発生し、資源物が飛び出る、又はその恐れがある場合。

(3) 回収箱の破損等により、市民等に受傷の恐れがある場合。

2 市長は、第1項の報告があった場合、破損の状況を確認し、修繕が必要と認める場合修繕するものとする。

（広報）

第9条 市長は、設置店舗に対しごみ減量化・資源化の普及・啓発の推進を働きかけるとともに、市民に対しても拠点について、周知を図るものとする。

（その他）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の制定前になされた手続きについては、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

新潟市ペットボトル拠点設置申請書

年 月 日

新 潟 市 長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

新潟市ペットボトル及び電池拠点設置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、ペットボトル
拠点の設置を申請します。

記

店舗（会社）名又は屋号	
所 在 地	〒
業 務 内 容	
担 当 者	
電話番号／F A X 番号	TEL FAX
電子メールアドレス	
営 業 時 間	
休 業 日	
備 考	

- ※添付書類
- 1 店舗を中心として半径 5 0 0 mを示す図面
 - 2 設置場所を示す図面
 - 3 要綱第 3 条第 1 号に該当することを証明する書類（登記簿謄本、賃貸借
契約書など）
 - 4 その他市長が指定する書類

(別記様式第2号)

新潟市ペットボトル拠点設置承認（却下）通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のありました、新潟市ペットボトル拠点設置申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 設置の可否（却下の場合その理由）
2. 設置日
3. その他

(別記様式第 3 号)

新潟市拠点回収ボックス廃止申請書

年 月 日

新 潟 市 長

設置店舗 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市ペットボトル及び電池拠点設置要綱第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、 拠点の廃止を申請します。

(別記様式第 4 号)

新潟市拠点廃止通知書

年 月 日

様

新潟市長

新潟市ペットボトル及び電池拠点設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり
拠点を廃止するので通知します。

記

1. 廃止する拠点の所在地
2. 廃止する拠点の種類
3. 廃止の理由
4. 撤去日
5. その他

(別記様式第 5 号)

新潟市拠点破損報告書

年 月 日

新潟市長

設置店舗 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

新潟市ペットボトル及び電池拠点設置要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり
拠点の破損があつたので報告します。

記

1. 拠点の所在地
2. 拠点の種類
3. 破損の程度
4. その他

※添付書類 破損の程度がわかる写真